

HIV感染症は、HAARTの導入により慢性感染症の性格を帯びてきているものの、効果的な予防ワクチンも完治する治療法も開発されていない現在、常に最新の治療法の開発、治療ガイドラインを必要とする。また、新規のHIV感染者のうち、そのほとんどが性的接触に由来するため、性感染症対策に関する研究も必要となる。このような状況に対応するため、本研究事業は、効果的な予防対策と疾患概念を変える治療法及びエイズ医療の体制確立について着実な結果を示しており、行政施策の推進に大きく貢献しているところである。

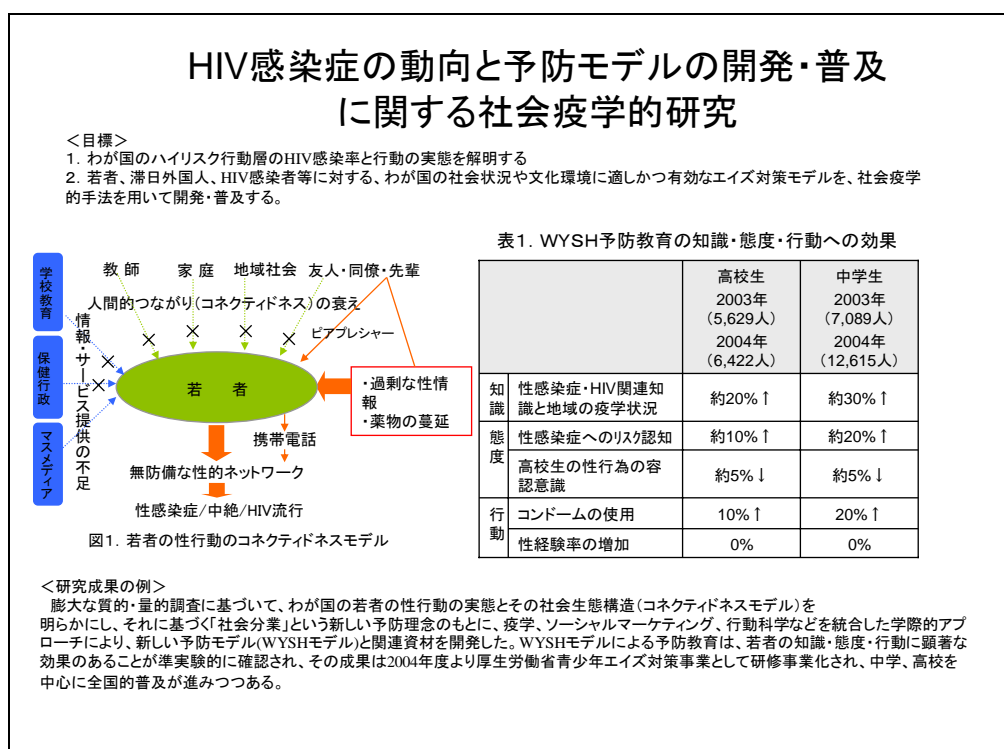


図21 (エイズ対策研究事業)の例

(10-3) 肝炎克服研究事業

肝炎については、「C型肝炎対策等に関する専門家会議」において、①C型肝炎ウイルス検査等の検査体制の充実、②効果的な治療法の普及、③新しい医薬品等の研究開発の一層の推進、の3点の必要性が指摘されている。当該研究事業では、この報告書に沿った施策を推進するための研究が実施されており、国民の健康の安心・安全の実現のための重要な研究として、今後も積極的に実

施する必要がある。

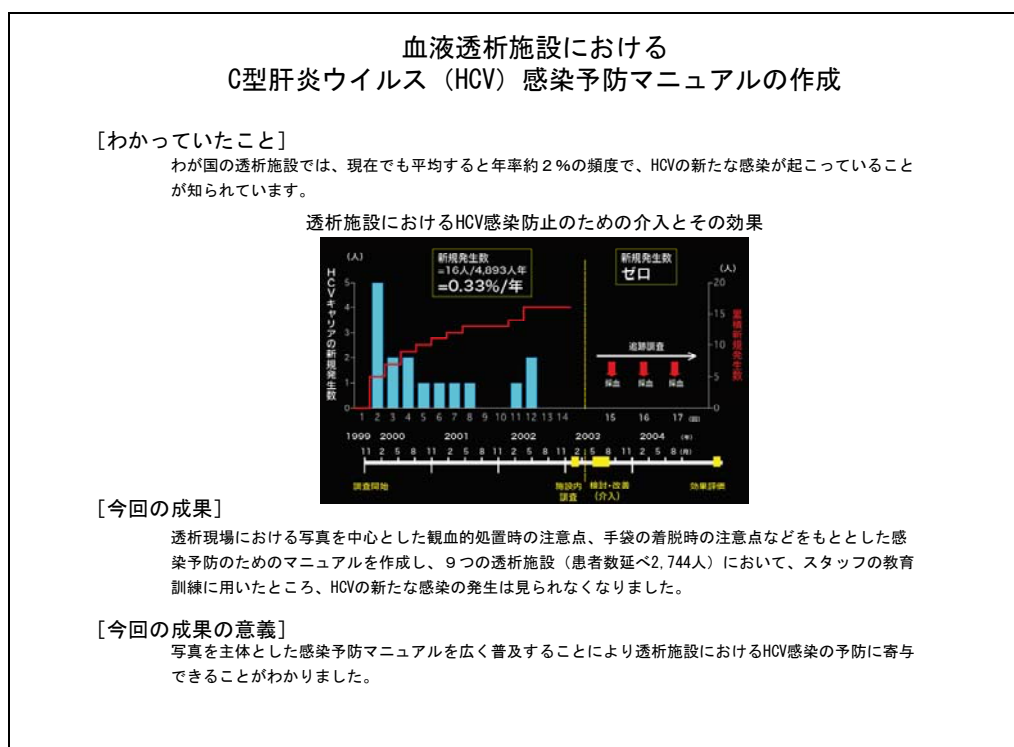


図 2 2 （肝炎等克服緊急対策研究事業）の例

(11) 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業

花粉症、食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患やリウマチ・膠原病等の免疫疾患を有する患者は、国民の30%以上に上り、ますます増加傾向にあるといわれている。また、一般的に免疫アレルギー疾患の病態は十分に解明されたとは言えず、根治的な治療法が確立されていないため、長期的に生活の質（QOL）の低下を招き、一部のアレルギー疾患については不適切な治療法等の結果により致命的な予後をもたらす等、疾患毎に様々な問題を抱えている。そこでこれらの病気にかかりやすい体質と生活環境等の関係を明らかにすることで、疾病の予防、診断、治療法に関する新規技術を開発するとともに、免疫アレルギーの診断・治療等臨床に係る科学的根拠の収集・分析する。

「食物アレルギーの診療の手引き2005」の作成

【わかってきたこと】食物アレルギーは小児から成人まで認められていましたが、対応が医師によりまちまちで患者さんどのようにしたらよいか困るケースもありました。
 【今回の成果】小児科・皮膚科・内科・耳鼻科の医師が討議を重ね、厚生労働科学研究の研究成果を図表にまとめ、食物アレルギーの病型分類を行い、病型別のアルゴリズムを示した「食物アレルギーの診療の手引き2005」を公開しました。
 【今回の成果の意義】食物アレルギーの診断の基本となる食物負荷試験のネットワークを全国的にも立ち上げ負荷試験に基づいた食物アレルギーの診療の基本を一般の医師を対象に提示し病診連携を推進し食物アレルギーの患者さんの生活の質の改善に役立てることができます。



臨床型分類

臨床型	発症年齢	頻度の高い食品	耐性の獲得(寛解)	アナフィラキシーショックの可能性	食物アレルギーの機序
新生児消化器症状	新生児期	牛乳(育児用粉乳)	(+)	(-)	IgE非依存型
食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎*	乳児期	鶏卵、牛乳、小麦、大豆など	多くは(+)	(-)~(+)	主にIgE依存型
即時型症状(じんましん、アナフィラキシーなど)	乳児期~成人期	乳児~幼児: 鶏卵、牛乳、小麦、そば、魚類など 学童~成人: 甲殻類、魚類、小麦、果物類、そば、ピーナッツなど	鶏卵、牛乳、小麦、大豆など(+) その他の多く(-)~(±)	(+)	IgE依存型
食物依存性運動誘発アナフィラキシー(FEIAh/FDEIA)	学童期~成人期	小麦、エビ、イカなど	(-)~(±)	(+++)	IgE依存型
口腔アレルギー症候群(OAS)	幼児期~成人期	果物・野菜など	(-)~(±)	(±)~(+)	IgE依存型

*喉の下唇などの消化器症状、発疹自由症を合併する例もある。全ての乳児アトピー性皮膚炎に食物が関与しているわけではない。

食物負荷試験

【スケジュール】

時間(分)	食物負荷										
	開始時	15	30	45	60	90	2h	3h	4h	6h	24h
症状観察	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
負荷量	1/20	1/10	1/5	3/10	残り						

【厚生労働科学研究班による食物負荷試験の結果】

	食物負荷試験	IgE CAP RAST	皮膚テスト
鶏卵(全卵)	229/379 (60%)	309/369 (84%)	189/213 (89%)
鶏卵(卵黄)	20/ 82 (24%)	66/ 81 (81%)	53/ 57 (93%)
牛乳	115/263 (44%)	194/259 (75%)	116/146 (79%)
小麦	47/140 (34%)	117/140 (84%)	59/ 77 (77%)
大豆	12/ 81 (15%)	62/ 78 (79%)	24/ 43 (56%)
合計	423/945 (45%)	748/927 (81%)	441/536 (82%)

図23 (免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業) の例

(12) こころの健康科学研究事業

近年、社会的関心の高いこころの問題は、精神科疾患、発達障害や自殺といった領域に加え、アルツハイマー病やパーキンソン病などの神経分野に亘る広範な領域と関連しており、基礎研究から臨床研究に亘る総合的な研究成果を国民の安心・安全のために還元していくことが期待されている。こうした背景を踏まえ、精神分野と神経・筋疾患分野が連携を図り、社会的に要請の高い様々な課題に対して質の高い研究成果を出していくこととしている。

従来から精神保健福祉の重要な課題である統合失調症に加え、近年、高い水準で推移し、平成15年には過去最高となった自殺問題や、患者数の多いうつ病、睡眠障害等のこころの健康に関わる問題、社会的関心と需要の大きい犯罪被害者や災害被災者に対するこころのケアの問題、ひきこもり等の思春期精神保健の問題、自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害等、精神保健福祉行政においては新たな課題が山積している。

特に行政的に大きな課題である自殺問題については平成17年度より「自殺対策のための戦略研究」(図24)が開始され、介入のための研究プロトコールがとりまとめられた。また思春期保健関連、さらには、司法精神医学に係る研究など、行政施策に直接的に反映された研究も多く、本研究事業は大きな成果をあげているといえる。

神経・筋疾患分野においては、脳の役割という観点から、神経・筋疾患に関して病態解明から予防法や治療法の開発まで、多くの成果があげられ、成果の還元、活用も着実に進んでいる。また、論文、特許等についても多くの成果が上がっており研究費が有効的に活用されているといえる。

今後とも、こころの問題、神経・筋疾患の多くの課題に対し、疫学的調査によるデータの蓄積と解析を行い、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用し、病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進していくことが重要である。

今後、国民の健康に占める「こころの健康問題」の重要性が更に高まってくることは間違いなく、本事業を強力に推進していく必要がある。

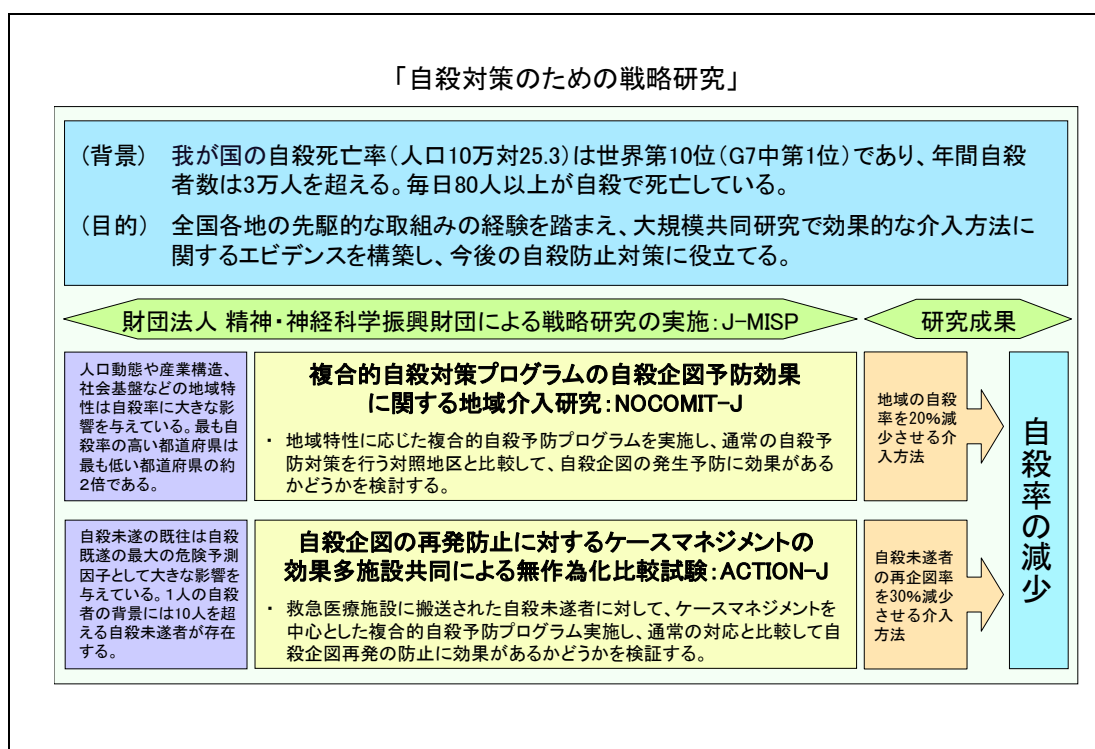


図24 (こころの健康科学研究事業)の例

(13) 難治性疾患克服研究事業

根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない自己免疫疾患や神経疾患等の不可逆的変性を来す難治性疾患に対して、重点的・効率的に研究を行うことにより進行の阻止、機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の開発を行い、患者のQOLの向上を図ることを目的とした研究を推進していく必要がある。

現在までに、特定疾患の診断・治療等臨床に係る科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てることを目的に積極的に研究を推進している。また、重点研究等により見いだされた治療法等を臨床調査研究において実用化につなげる等治療法の開発といった点において画期的な成果を得ている。

引き続き、災害時における難病医療提供等に関する研究、疫学研究、診断基準や治療指針の改訂を進めるとともに、各疾患の研究の進捗状況や対策の緊急性等を十分考慮した上で、ゲノム、再生、免疫等他の基盤開発研究の成果を活用した臨床研究を強力に推進していく必要がある。

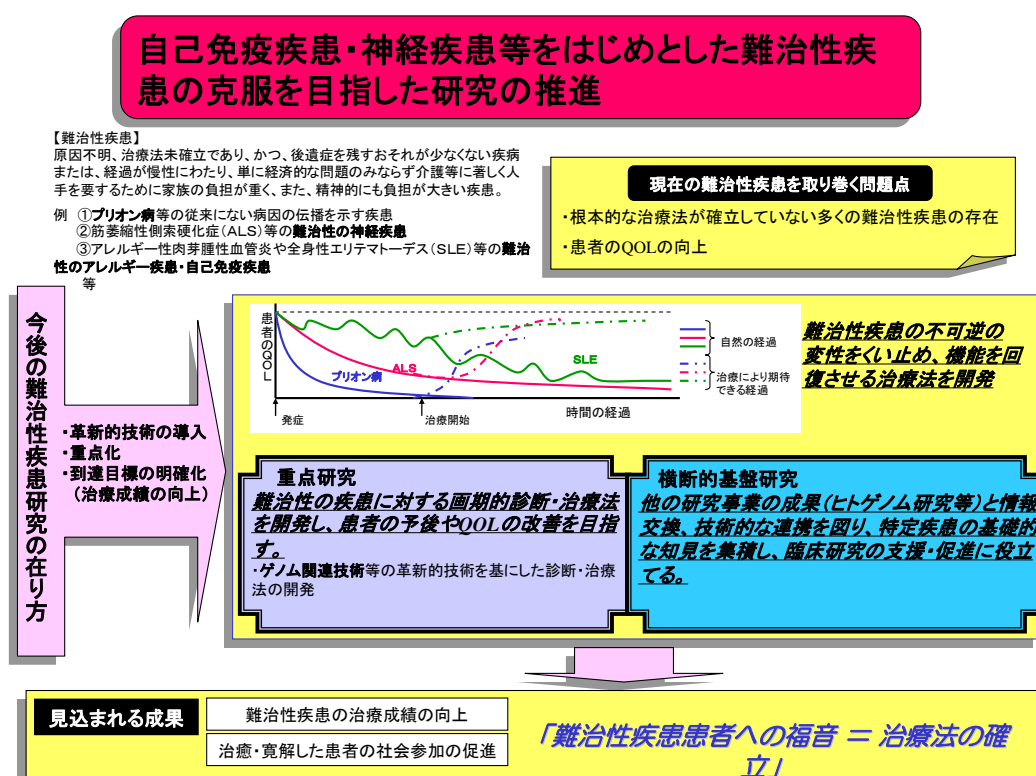


図 2 5 難治性疾患克服研究事業の概要

<IV. 健康安全確保総合研究分野>

健康安全確保総合研究分野は、「創薬等ヒューマンサイエンス総合」、「医療技術評価総合」、「労働安全衛生総合」、「食品医薬品等リスク分析」、「健康科学総合」の各事業から構成されている。

表6「健康安全確保総合研究分野」の概要

研究事業	研究領域
14. 創薬等ヒューマンサイエンス総合	
15. 医療技術評価総合	
16. 労働安全衛生総合	
17. 食品医薬品等リスク分析	(17-1) 食品の安全性高度化推進
	(17-2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合
	(17-3) 化学物質リスク
18. 健康科学総合	

(14) 創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業

官民共同研究による画期的・独創的な医薬品の研究開発等においては、原著論文の発表及び特許取得・出願等、大きな成果があがっている。また、エイズ医薬品等の研究開発については、行政的に重要性の高い研究事業であり、新たなエイズ治療薬のシーズ開発、エイズ治療薬にかかる臨床研究等は今後ともより精力的に取り組むべき課題であり、高く評価できる。

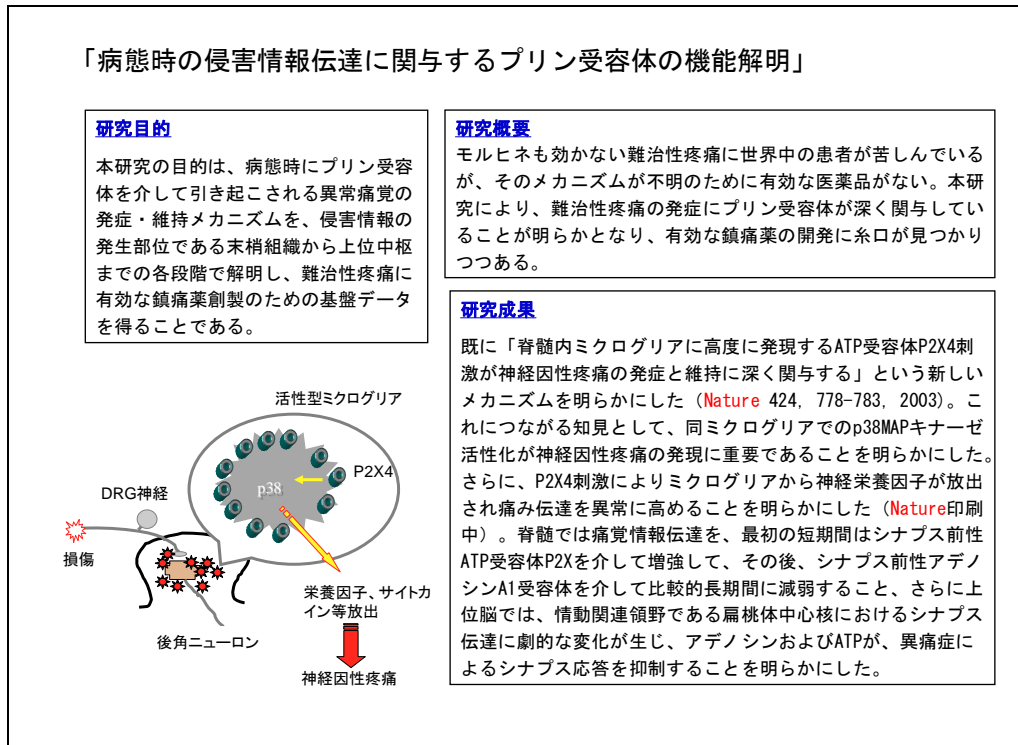


図 2 6 (創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業) の例

(15) 医療技術評価総合研究事業

良質な医療を合理的・効率的に提供する観点から、既存医療システム等の評価研究、医療安全体制確保に関する研究、根拠に基づく医療に関する研究を実施した。医療事故、院内感染等の報道が増加していることに伴い、特に医療に対する信頼確保に係る研究テーマが採択されている。

研究の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析（医療安全、救急・災害医療、EBM）、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成（EBM、医療安全、医療情報技術、看護技術）などを通じて、着実に医療政策に反映されている。

今後は、平成18年度の医療法、医師法等の改正を踏まえ、患者の視点に立った安心して安全な医療提供のあり方が実現されるよう、また、今後の検討課題である医療の質の更なる向上や医療提供施設のあり方等を中心として研究課題を優先的に採択する方針であり、体系的に位置付けられた研究を推進する。

- ・ **標準的電子カルテの開発に関する研究事業**については、平成17年5月に公表された標準的電子カルテ推進委員会最終報告書の内容を受け、診療情報や画像データ等の保健医療福祉情報の情報交換の実証実験等を行った。その成果は、本年度より事業化する標準的電子カルテシステム作成の基盤となっている。
- ・ **医療情報ネットワークの構築に関する研究事業**については、既存の病院システムに組み込んで運用する保険証認証システムの実証実験等を行い、全国的規模で実現できる実装システムのモデルとして検討可能な研究成果がまとめられた。
- ・ **E BMの体系化に関する研究事業**については、整形外科領域の5疾患（腰椎椎間板ヘルニア、大腿骨頸部骨折等）の診療ガイドラインを完成させ、うち2疾患についてインターネットによる情報提供が行われた。本年度は残り3疾患をインターネットにより広く情報提供する予定である。

図27（医療技術評価総合研究事業）の例

(16) 労働安全衛生総合研究事業

労働者の安全と健康の確保は国民的課題の一つであるが、労働災害による被災者数は年間54万人にも及び1500人以上が亡くなっているほか、業務上疾病による被災者数は7000人を超えており、その中で約6割を占める腰痛等の負傷に起因する疾病は繰り返し発生している状況にある。

また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超え、過重労働による健康障害に関する労災認定件数は年間300件程度にも上るなど、その重要性は高まっている。

本研究事業は、労働者の安全と健康の確保を図る上で必要な基礎資料の収集・分析をはじめ、具体的な安全・健康確保手法の開発を行うことにより、行

政施策に必要とされる重要な成果をあげており、一層の推進が必要である。

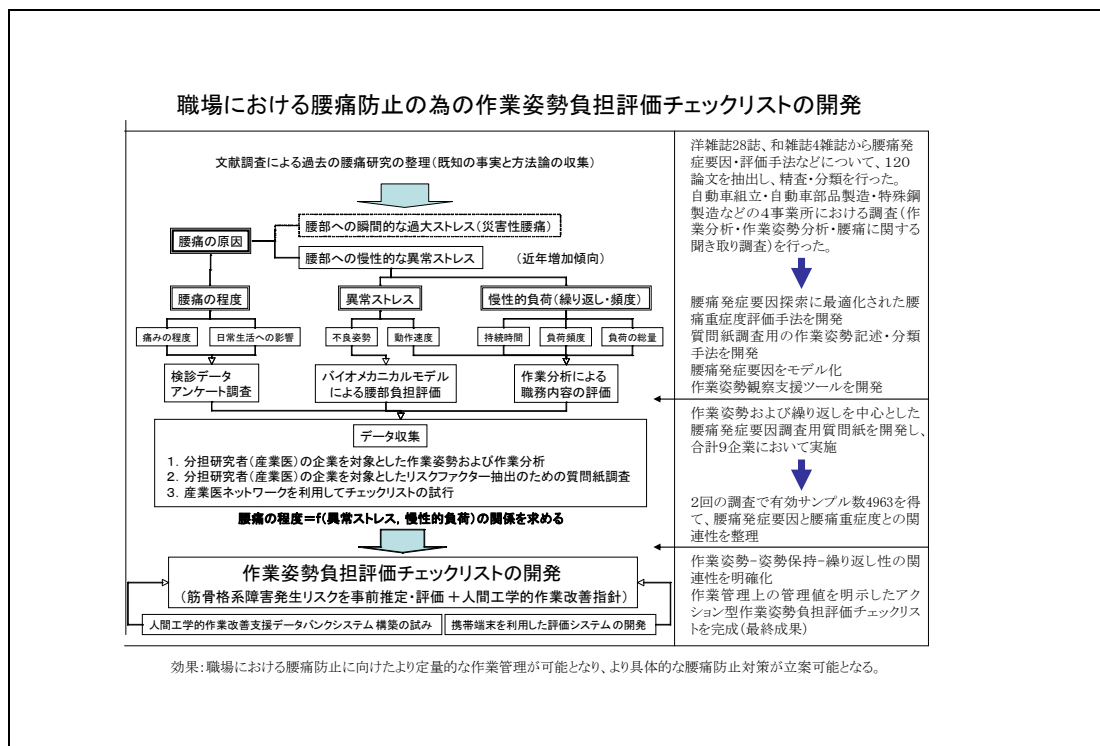


図 2 8 (労働安全衛生総合研究事業) の例

(17) 食品医薬品等リスク分析研究事業

食品医薬品等リスク分析研究事業は、「食品の安心・安全性確保推進研究領域」、「医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究領域」、および「化学物質リスク研究領域」から構成されている。なお、それぞれの研究領域の内容は次の通りである。

(17-1) 食品の安心・安全確保推進研究事業

食品の安心・安全に関する様々な問題(例: BSE、いわゆる健康食品等)については、国民の関心が極めて高く、政府においても「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太 2005)」や「第 3 期科学技術基本計画分野別推進戦略(戦略重点研究分野に指定)」として高い優先順位付けがなされているところである。

本研究事業は、その研究成果が食品安全行政に適切に反映されており、食品の安心・安全を確保するために科学的根拠に基づくリスク管理を進める上で、重要かつ有益である。BSE、輸入食品、添加物、残留農薬、いわゆる健康食品など食品の安全性に関する国民の関心は高く、食品の安全確保に資する研究開発をより一層強化する必要がある。

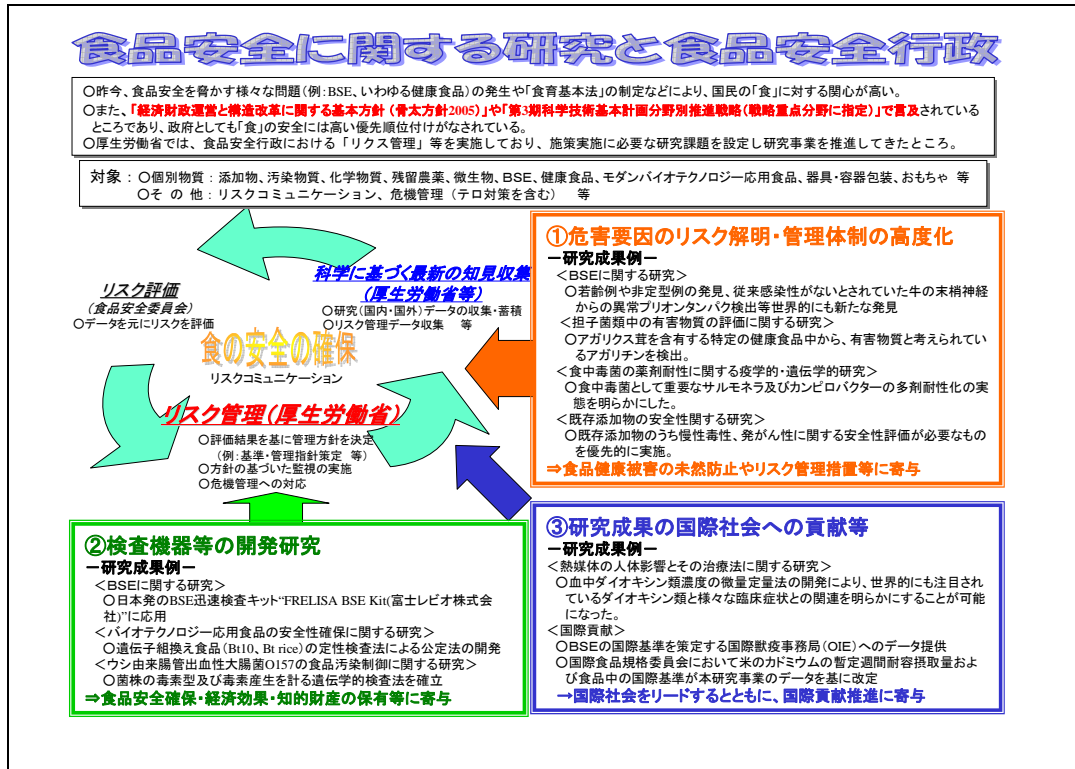


図29 (食品の安心・安全確保推進研究事業)の概要

(17-2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

本研究事業は、医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、及び乱用薬物への対策等に必要な規制(レギュレーション)について、科学的合理性と社会的正当性を根拠として整備するための研究を実施することにより、医薬行政全般の推進を図るものであり、保健衛生の向上及び国民生活の質の向上に資するものとして重要である。

本研究事業の成果は、医薬品・医療機器等の承認審査、治験の推進、市販後

安全対策などに寄与し、また、評価手法の整備等により新たな医薬品・医療機器の開発・承認に通ずる指標としての効果をもたらしており、今後は、基礎研究成果の実用化に向けて、再生医療や次世代医療機器等に係る評価指標・ガイドラインの整備やファーマコゲノミクス等の新たな知見に基づく評価手法確立のための研究を強化する必要がある。

患者向医薬品ガイドの検討

添付文書情報 知ってほしい内容や内容を分かり易く整理して 患者用語

患者向医薬品ガイド

良好なコミュニケーション

【これまでの状況】医療用医薬品の患者向け文書は、臨床現場の薬剤師や製薬企業がそれぞれの意図と努力で作成。

【今回の成果】患者のニーズや諸外国のガイドライン等を調査し、製薬企業が作成する医療用医薬品の患者向医薬品ガイド作成要領案を提示。

【今回の成果の意義】患者向医薬品ガイドの提供により、患者等が医療用医薬品を正しく理解して重大な副作用の早期発見に活用できるなど、安全対策の向上への貢献が期待できる。

(例) 患者向医薬品ガイドの副作用の記述

重大な副作用	主な自覚症状
乳糖アシンボシ症 乳がらるふしど	意識の低下、羽ばたくような手のふるえ、考えがまとまらない、判断力の低下、深く大きい呼吸、吐き気、むかむかする、もどす、嘔吐、腹痛、下痢
低血糖 めまい	冷や汗、空腹感、動悸、頭痛、脱力感、手足のふるえ、ふらつき、めまい
肝機能障害 肝臓が腫れ上がる	皮膚が黄色くなる、もどす、嘔吐、白目が黄色くなる、尿が黄色い、吐き気、食欲不振、かゆみ、からだがかたくなる
黄疸	皮膚が黄色くなる、尿が褐色になる、白目が黄色くなる

特にご注意頂きたい重大な副作用と、それぞれの主な自覚症状を記載しました。副作用であれば、それぞれの重大な副作用ごとに記載した主な自覚症状のうち、いくつかの症状が同じような時期に現れることが一般的です。このような場合には、ただちに医師または薬剤師に相談してください。

「患者向医薬品ガイドの作成要領」について
(平成17年6月30日厚生労働省医薬食品局長通知)抜粋

「患者向医薬品ガイド」の記載項目及び記載順序

- (1) 作成年月又は更新年月
- (2) 販売名
- (3) 患者向医薬品ガイドについて 添付文書での該当箇所
- (4) この薬の効果は 【効能・効果】【薬効薬理】【薬物動態】
- (5) この薬を使う前に、確認すべきことは 【警告】【禁忌】【使用上の注意】
- (6) この薬の使い方は 【用法・用量】【使用上の注意】
- (7) この薬の使用中に気をつけなければならないことは 【使用上の注意】
- (8) この薬の形は 【組成・性状】
- (9) この薬に含まれているのは 【組成・性状】
- (10) その他
- (11) この薬についてのお問い合わせ先は

部位	自覚症状
全身	冷や汗、脱力感、ふらつき、からだがかたくなる
頭部	意識の低下、考えがまとまらない、頭痛、めまい
眼	白目が黄色くなる
口や喉	もどす、嘔吐、吐き気
胸部	深く大きい呼吸、動悸、むかむかする、吐き気
腹部	空腹感、食欲低下、むかむかする、吐き気、腹痛
手足	羽ばたくような手のふるえ、手足のふるえ
皮膚	皮膚が黄色くなる、かゆみ
尿	尿が黄色い、尿が褐色になる
便	下痢
その他	判断力の低下

以上の自覚症状を、副作用のあらわれる部位別に並び替えると次のとおりです。これらの症状に気づいたら重大な副作用ごとの表をご覧ください。

図 3 0 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業) の例

(17-3) 化学物質リスク研究事業

化学物質の安全確保のための行政施策の科学的基盤として、有害性評価手法の迅速・高度化等に関する研究を実施している。研究成果は、化学物質の安全情報収集プログラム等の施策に生かされたほか、有害性評価における科学技術の基盤形成にも寄与している。

また、21世紀を担う新技術であるナノテクノロジー等により生み出される新

規物質（ナノマテリアル等）に対する安全確保のための研究に着手しており、これを引き続き推進する必要がある。

化学物質の安全性確保に向けた評価手法の開発等着実な成果をあげており、化学物質安全行政の科学的基盤として不可欠である。国民生活の安全確保に化学物質管理は必須であり、国際協調に留意しつつ、研究をさらに推進する必要がある。

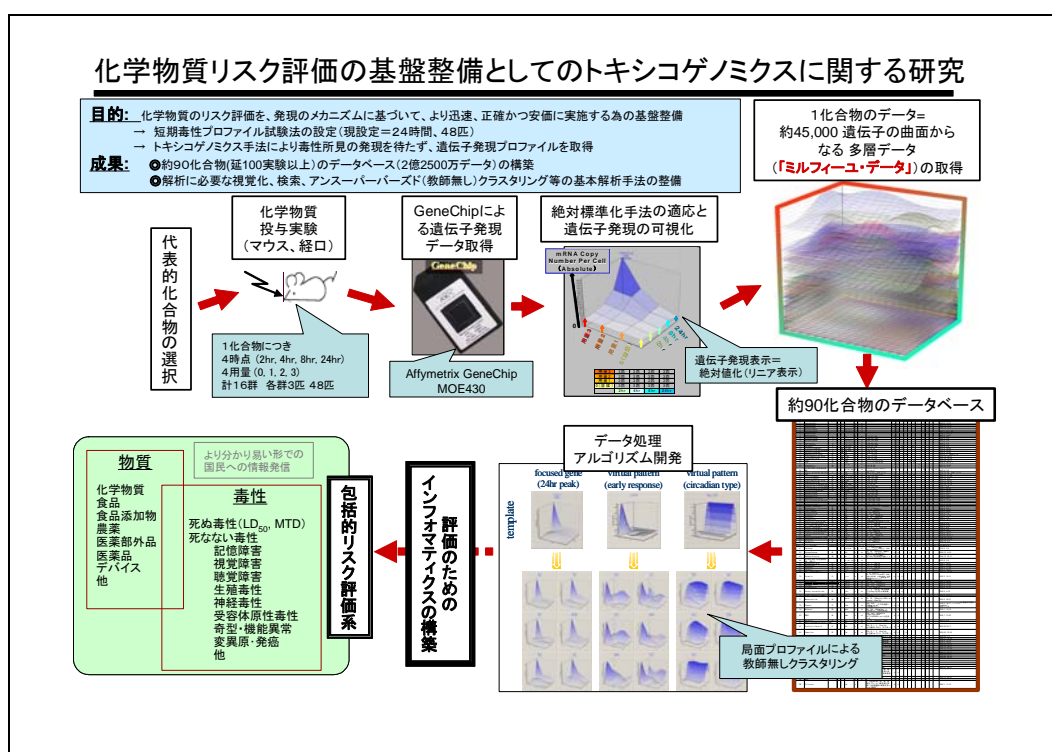


図 3 1 (化学物質リスク研究事業) の例

(18) 健康科学総合研究事業

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用されており、有効な活用が行われているものである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域保健サービスに関する知見の集積、手法の開発など本研究の結果は、地域保健に関する計画作成ガイドラインの基礎資料として、今後の行政施策に反映される予定となっており、研究の成果が活用されている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

地域保健に関する計画の中で「健康危機管理体制の構築」として今後反映される予定となっており、研究の成果はあがっているが、地域における健康危機管理対策をより強化するために引き続き研究の推進が必要である。

3 健全な水循環の形成に関する研究分野

本研究により、安全で最適な水利用システムを構築し、健全な水循環系の形成に資する上で多くの知見を得て、病原生物対策や水道水質基準の逐次見直し等の検討、新技術導入のための技術的手引書の整備、浄水技術や貯水槽管理における最適な手法の提案等に資することができた。今後は、安全・安心・快適な水を供給していくため、水道水質基準の逐次見直しを進めるとともに、突発的・災害等に対しても安全な水道水を安定的に供給していくという観点から、飲料水危機管理対策等の強化、水源から蛇口までについての微量化学物質や病原生物等に係るリスクを一層低減し総合的安全性を強化していくための方策、異臭味被害対策強化等に係る研究開発を中心として進めていくことが必要である。

4 生活環境に関する研究分野

シックハウス症候群等、当初、未解明な分野に関する知見が確実に集積され、具体的な対応方策につながっているが、未だ不明な部分も多く、さらなる調査研究の推進が必要である。

5 健康づくりに関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防

の推進のため研究を実施し、集積された科学的知見は健康づくりを進めるための検討会等において活用されるなど、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができた。健康フロンティア戦略が策定され、「日本21世紀ビジョン」において、健康維持と病気の予防に重点が置かれた社会を目指すべき方向が示されつつあり、今後ますます生活習慣病の予防対策が重要となり、生活習慣病に係る予防・医療・治療までを効果的に推進するためのエビデンスの構築と基盤整備等を実施するため「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」を構築し、生活習慣病対策に係る研究を体系的、戦略的に推進していくことが必要である。

健全な水循環の形成に資する浄水・管路技術に関する研究

I 安全でおいしい水を目指した高度な浄水処理技術の確立に関する研究【平成17～19年度】

- [わかっていただけましたこと] 高度経済成長期に建設された浄水施設は今後10年以内に更新時期を迎えますが、その更新の際は、膜ろ過設備等の高度な技術を導入し、省力化・効率化を図れる施設に更新することや、その地域に最適な浄水処理技術を選択することが求められています。
- [今回の成果] 膜ろ過設備を含めた水処理実験施設を建設し、各種水処理方式の組合せ実験を行っています。その結果、原水条件に応じた最適浄水処理プロセスの選定手法を確立することにより、消費エネルギー等の低減及び維持管理の効率化などが図れることがわかりました。
- [今回の成果の意義] 更新時期を迎えている水道施設の効率的な更新を図ることが可能となる、健全な水循環に資する水道技術を確立することができます。



II 管路施設の機能診断・評価に関する研究【平成17～19年度】

- [わかっていただけましたこと] 昭和30～40年代の高度成長期に大量に布設された水道管の老朽化に伴い、漏水事故や断水被害の増加、水質の劣化等が発生するおそれがあります。これらのリスクを回避するためには、管路の実態を把握し、適切に管路を更新する必要がありますが、地下に埋設されている管路の調査・診断や更新には膨大な費用を要するため、思うように進んでいません。
- [今回の成果] 診断コストの低減にむけ、「弾性衝撃波法」や「パルス・エコー法」等の技術が、管路の非開削診断へ適用できることを確認しました。老朽管路が水質に及ぼす影響について、管の種類や埋設期間別に調査し、その関連性を把握しました。
- [今回の成果の意義] 老朽化している管路を低コストで適正に評価・診断することによって、安全・安心な水の安定的な供給が可能となります。

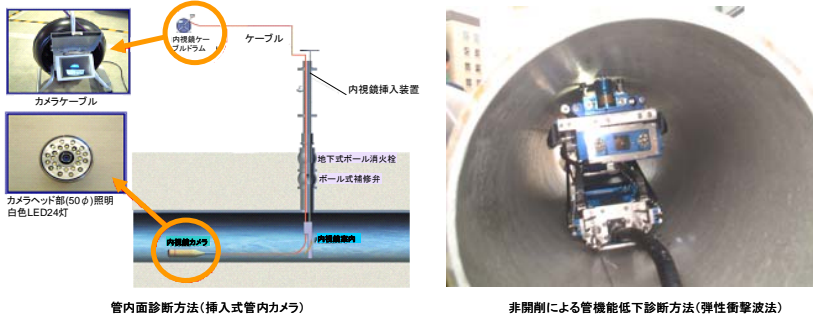


図 3 2 (健康科学総合研究事業) の例

2) 終了課題の成果の評価

原著論文等による発表状況

今回個別の研究成果の数値が得られた 325 課題について、原著論文として総計 7,928 件(英文 6,203 件、和文 1,725 件)、その他の論文総計 4,599 件(英文 780 件、和文 3,819 件)、口頭発表等総計 11,643 件が得られている。表 7 に研究事業毎の総計を示す。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、治療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ、197 件であった。

課題毎の平均を示したのが表 8 である。原著論文 24.4 件、その他論文 14.2 件、口頭発表 35.8 件であった。

なお、本集計は平成 18 年 6 月 7 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり論文等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究課題毎に研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

平成 16 年度終了課題分までの調査は、研究終了後の 4 月から 5 月にかけての調査のみで成果を評価していたが、昨年 6 月の科学技術部会の「研究年度終了直後だけでなく、少し時間をおいた 1 年後ぐらいの成果の発表状況を報告させるべき」との指摘等を踏まえ、今回調査する平成 17 年度終了課題分より研究年度終了後 3 年間随時データの更新を WEB 上で登録できるシステムを構築した。これにより、平成 17 年度終了課題分からは、経時的な評価が可能になっている。

研究事業名	集計 課題 数	原著 論文	その 他の 論文	学会 発表	その他の成果		
		合計	合計	合計	特許出 願及び 取得状 況 (件数)	施策 への 反映 (件 数)	普及・ 啓発 活動 (件 数)
行政政策研究分野							
行政政策研究	35	409	80	539	7	7	89
厚生労働科学特別研究	26	75	36	70	2	12	12
厚生科学基盤研究分野							
先端的基盤開発研究	6	106	20	183	2	0	3
臨床応用基盤研究	3	24	5	12	5	0	0
疾病・障害対策研究分野							
長寿科学総合研究	43	972	432	1154	15	10	58
子ども家庭総合研究	14	178	203	379	0	9	195
第3次対がん総合戦略研究	17	1022	250	943	16	1	5
循環器疾患等総合研究	1	21	155	6	0	0	3
障害関連研究	9	147	44	162	2	6	17
エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	43	1825	854	2824	35	63	402
免疫アレルギー疾患予防・治療研究	7	437	489	944	10	4	80
こころの健康科学研究	16	676	618	1307	24	2	18
難治性疾患克服研究	6	501	830	971	10	0	57
健康安全確保総合研究分野							
創薬等ヒューマンサイエンス総合研究	10	51	28	106	1	0	10
医療技術評価総合研究	22	59	84	192	2	13	67
労働安全衛生総合研究	4	12	10	22	0	1	31
食品医薬品等リスク分析研究	42	1097	328	1309	21	56	166
健康科学総合研究	21	316	133	520	10	13	48
合計	325	7928	4599	11643	162	197	1261

注：集計課題数は、平成18年6月7日時点において成果が登録された課題数のことを指す。

表7 研究事業毎の成果集計表

研究事業名	集計 課題 数	原著 論文	その 他の 論文	学会 発表	特許	その 他の 成果	普及・ 啓発 活動 (件 数)
		平均	平均	平均	平均	平均	平均
行政政策研究分野							
行政政策研究	35	11.7	2.3	15.4	0.2	0.2	2.5
厚生労働科学特別研究	26	2.9	1.4	2.7	0.1	0.5	0.5
厚生科学基盤研究分野							
先端的基盤開発研究	6	17.7	3.3	30.5	0.3	0.0	0.5
臨床応用基盤研究	3	8.0	1.7	4.0	1.7	0.0	0.0
疾病・障害対策研究分野							
長寿科学総合研究	43	22.6	10.0	26.8	0.3	0.2	1.3
子ども家庭総合研究	14	12.7	14.5	27.1	0.0	0.6	13.9
第3次対がん総合戦略研究	17	60.1	14.7	55.5	0.9	0.1	0.3
循環器疾患等総合研究	1	21.0	155.0	6.0	0.0	0.0	3.0
障害関連研究	9	16.3	4.9	18.0	0.2	0.7	1.9
エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	43	42.4	19.9	65.7	0.8	1.5	9.3
免疫アレルギー疾患予防・治療研究	7	62.4	69.9	134.9	1.4	0.6	11.4
こころの健康科学研究	16	42.3	38.6	81.7	1.5	0.1	1.1
難治性疾患克服研究	6	83.5	138.3	161.8	1.7	0.0	9.5
健康安全確保総合研究分野							
創薬等ヒューマンサイエンス総合研究	10	5.1	2.8	10.6	0.1	0.0	1.0
医療技術評価総合研究	22	2.7	3.8	8.7	0.1	0.6	3.0
労働安全衛生総合研究	4	3.0	2.5	5.5	0.0	0.3	7.8
食品医薬品等リスク分析研究	42	26.1	7.8	31.2	0.5	1.3	4.0
健康科学総合研究	21	15.0	6.3	24.8	0.5	0.6	2.3
合計	325						
平均		24.4	14.2	35.8	0.5	0.6	3.9

注：集計課題数は、平成18年6月7日時点において成果が登録された課題数のことを指す。

表8 研究事業毎の成果平均

5. おわりに

1) 研究成果に対する主な評価結果

厚生労働科学研究費補助金の成果を評価した結果、成果は学術誌に掲載されているとともに、行政課題の解決に役立っていることが明らかになった。厚生労働科学研究費補助金では、厚生労働行政への政策支援的要素の強い研究課題が少なくないが、各研究が行政からの要請に的確に貢献しているのは、このように公募する研究課題を事前に公表して申請を受け付ける採択プロセスも関係しているものと考えられる。

2) 厚生労働科学研究費補助金の「必要性」について

厚生労働科学研究費補助金により実施されている研究の多くは、厚生労働省の施策の根拠を形成する基盤となるものであり、厚生労働省にとって、行政的意義が極めて大きいものである。ただし、その行政的要請は、総合科学技術会議が指摘する通り、「科学技術的要素が強いもの」、「政策支援的要素の強いもの」及び「行政事業的要素が強いもの」など、いくつかの要素に分類できる。

このため、厚生労働科学研究費補助金制度では、それぞれの要素に応じて、平成15年度から「行政政策研究」「厚生科学基盤研究」「疾病・障害対策研究」、及び「健康安全確保総合研究」の4分野に分類されている。例えば、「行政政策研究」は行政施策への政策支援が要請され、また、「厚生科学基盤研究」では政策的に重要で臨床に直結する学術的成果が期待されている。このために、各研究分野において要請されている要素が明確に整理され、それぞれの領域で「行政的に必要な」研究課題の公募がなされていると考えられる。

3) 厚生労働科学研究費補助金の「効率性」について

平成17年度の厚生労働科学研究における1研究課題あたりの金額は、平均23,826千円（戦略研究を除く。）であり、他の研究制度に比べて金額的に多いもの

ではない。

しかし、例えば、医療技術総合研究事業において医療事故の全国発生頻度が明らかされているなど、研究班を構成する研究者らの協力による広範な症例が収集することにより効率的に研究が実施されている。厚生労働科学研究は、保健医療福祉の現場にある実践者らの関与により研究が実施される場合が多く、実践者の積極的な協力が、保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしていると考えられる。

限られた予算の中で、公募研究課題については、新規分と継続分合わせて応募課題数の 45.7% (1,410/3,085) を採択・実施することにより、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されていると評価できる。研究期間は原則最長3ヵ年(平成17年度より開始された戦略研究は5ヵ年)であり、その成果が研究課題の見直しに反映されるため、効率性が高いものと考えられる。

また、評価方法についても適切に整備され、各評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されていることから、効率性、妥当性が高いと考えられる。中間評価では、当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止を決定することにより、効率的に研究費の補助がなされていると考えられる。

4) 厚生労働科学研究費補助金の「有効性」について

いずれの事業においても、研究課題の目標の達成度は高く、行政部局との連携の下に研究が実施されており、政策の形成、推進の観点からも有効性の高い研究が数多く実施されていた。また、成果は国際的な学術誌へも多数報告されており、治療法等の開発を通じて国民の福祉の向上に資する研究が国際的な水準でなされていると考えられる。なお、成果は4つの研究分野でそれぞれ特徴がある。学術的な成果が多く見られる研究分野がある一方、原著論文や特許が少なくとも施策の形成への反映において効果が高い研究事業を擁する分野が見

受けられるからである。

このように、政策課題への支援及び治療法等の開発を通じた学術研究の成果が、厚生労働科学研究の各研究分野で適切になされていることは、この制度の「有効性」の一端を示している。さらに、研究成果の報告を WEB 上で一般に公開するシステムも構築されており、研究成果の有効な利用を促し「新しい知の創出」に貢献することにもつながっていると考えられる。

5) 本評価の課題

今回の調査は、施策の形成等への反映件数について、主任研究者及び所管課等から提出された資料をもとに集計したものである。施策等への反映は社会的な状況によっても大きく左右されるため、より適切な評価方法への改変を引き続き推進していく必要がある。

一方、今回から導入した研究成果の WEB 登録システムにより、経時的に随時成果の報告をすることが可能になった。これにより、研究補助期間終了後成果が出るまでに時間が必要なために、従来のような研究年度終了直後の調査ではその成果が明らかとなりにくかった分野の研究者に対しても、納得のいく評価が行えるようになったと考えられる。このことは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に盛り込まれた「4. 評価システム改革の方向」にある「①創造への挑戦を励まし成果を問う評価」にも合致するものといえる。今後、研究終了から一定期間に新たにこのシステムに蓄積されたデータを用いて継続的評価を行い、その結果に基づいて研究者に研究開発の目標達成や成果の社会的還元の意味の一層の自覚を促すこと等も必要であろう。

6) おわりに

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とする研究事業の総称であり、保健医療分野における国内及び国際的な知的基盤の形成に関する研究、科

学技術の成果を臨床に応用する研究など種々の研究を実施している。

厚生労働科学研究においては、学術的に高い成果を挙げている研究事業、特許等で成果を挙げている事業、行政的な成果を挙げている事業等があるが、それぞれの領域において行政的な貢献及び学術的成果の2つの観点から評価した結果、その力点が異なることが改めて明らかになった。このことは、評価の重点を調整しながら研究分野毎に柔軟に評価する必要性を示唆しているものと考えられる。引き続き適切な評価指標の開発を進める必要がある。

参考文献

1. 厚生科学審議会科学技術部会. 厚生労働科学研究費補助金の成果の評価. 平成 15 年 5 月 30 日.
2. 厚生科学審議会科学技術部会. 厚生労働科学研究費補助金の成果の評価. 平成 16 年 6 月 1 日.
3. 総合科学技術会議. 競争的研究資金制度の評価. 平成 15 年 7 月 23 日, p18-22.
4. 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針. 平成 14 年 8 月 27 日 (厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定).
5. 国の研究開発評価に関する大綱的指針. 平成 17 年 3 月 (内閣総理大臣決定)
6. 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針. 平成 17 年 8 月 25 日 (厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定).
7. 第 3 期科学技術基本計画. 平成 18 年 3 月 28 日 (閣議決定)